

千葉県消防広域化推進計画



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

平成31年3月 策定

令和7年3月 改訂

千葉県

目 次

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1	市町村の消防の広域化の必要性	1
2	本計画における広域化の理念	2
3	県計画改訂の経緯	2

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1	平成20年の計画策定以降の状況	3
2	消防の現況	4
3	消防の将来見通し	8

第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ

1	広域化推進の基本的方向	11
2	広域化対象市町村とその組み合わせ	11
3	広域化推進の取組	13

第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

1	広域化を推進するための体制の整備	18
2	住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等	18
3	市町村への県の支援等	18

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保

1	広域化後の消防の体制の整備	19
2	構成市町村等間の関係	19
3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	19
4	広域消防運営計画への記載	19

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

1	消防団との連携の確保	20
2	防災・国民保護担当部局との連携の確保	20

【参考資料】

- ・消防本部別 管轄人口・面積・消防署所・吏員数
- ・千葉県消防広域化推進検討委員会委員

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかし、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これらの克服には、消防の広域化によるスケールメリットの実現が有効であると考えられます。

広域化の具体的なスケールメリット

- ① 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有
- ② 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

※「市町村の消防の広域化に関する基本指針」より

上記のスケールメリットにより、消防力の強化による住民サービス向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待されます。

また、近年頻発している大規模災害に対応可能な体制の確保には、一定の職員規模が求められます。さらに、感染症拡大時の救急体制への負担急増への対応、DX 進展による高度機器導入に伴う専門人材の育成・確保など、自然・社会環境の変化に伴い、消防広域化の必要性はますます増大しています。

一方、本県では少子高齢化の更なる進展や総人口の減少が続き、各消防本部の管轄人口も概ね減少していくことが予測されています。

近年の激甚化・頻発化する自然災害や、近い将来にも発生が見込まれる大規模地震への対応、少子高齢化社会における消防力の維持・強化は、規模の大小を問わず、県内全ての消防本部が直面する課題であり、消防の広域化はこれらの課題の解決に向けた有効な取組と考えられます。

2 本計画における広域化の理念

本計画における市町村の消防の広域化とは、「消防組織法」及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）に規定されているとおり、2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することにより、消防の体制の整備及び確立を図るものです。

また、消防の広域化は、市町村の自主的な取組を基本とし、市町村、住民、消防関係者の意見を十分に聴きながら検討されるべきであり、県は、消防広域化に向けた自主的な取組を支援していきます。

3 県計画改訂の経緯

平成 18 年 6 月に消防組織法が改正され、市町村の消防広域化について、基本的な理念及びその推進の枠組みに関する規定が整備されました。

同法第 33 条第 1 項では「都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるものとする。」と規定され、同年 7 月に消防庁から基本指針が告示されました。

そこで本県では、基本指針に基づき、平成 20 年 2 月に県内全域を広域化対象市町村とする「千葉県消防広域化推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定し、また、平成 30 年 4 月 1 日の基本指針一部改正により、広域化推進期限が令和 6 年 4 月 1 日に延長されたことなどを受け、平成 31 年 3 月に「県推進計画」を再策定し、小規模な消防本部の広域化に重点的に取り組みました。

令和 6 年 3 月 29 日に基本指針が一部改正され、広域化推進期限が令和 11 年 4 月 1 日に延長されました。また、大規模災害や感染症拡大に備えた職員体制の整備の必要性、地域の核となり広域化の検討を主導する中心消防本部に係る記載などが追記され、また新たに、消防の連携・協力を実現している地域や、標準仕様書に基づき消防指令システムを既に整備している消防本部が複数ある地域は、広域化の検討に当たりその状況も考慮することとされたところです。

このたび、これらを受けて本推進計画を改訂することとし、今回の改訂では、県内消防の連携・協力関係を基礎として、市町村の自主的な取組により消防の広域化を目指します。

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1 平成20年の計画策定以降の状況

(1) 広域化について

県は平成20年2月に「県推進計画」を策定し、県内全域を広域化対象市町村として7ブロックによる組合せを示しており、平成26年度から平成28年度にかけて、一部の地域において広域化協議が進展しましたが、広域化の実現には至りませんでした。

また、平成31年3月に再策定した「県推進計画」では、管轄人口10万人未満などの小規模な消防本部について重点的に広域化を推進してきましたが、具体的な広域化協議には至りませんでした。

平成31年以降の本県の広域化推進に関連する状況は以下のとおりです。

- 令和元年度 計画説明及び意見交換会の開催
 - 5月22日 匝瑳市民ふれあいセンター（県北東部）
 - 8月1日 君津合同庁舎（県南部）
 - 8月5日 長生合同庁舎（県東部）
- 令和2年度 特定小規模消防本部及び準特定小規模消防本部を中心に意見交換等
- 令和3年度～令和6年度 消防広域化に係る印旛地域関係部課長・消防長会議等
 - 令和3年11月8日 第1回会議（会議の趣旨説明等）
 - 令和4年3月24日 第2回会議（国の消防広域化推進アドバイザーによる講演等）
 - 令和4年度 印旛地域の消防広域化に係る調査研究業務委託の実施（県委託）
 - 令和5年5月17日 第3回会議（印旛地域の消防広域化に係る調査研究の報告）
 - 令和5年7～8月 印旛地域関係首長等ヒアリング
 - 令和6年7月12日 第4回会議（今後の広域化推進等）

《印旛地域の消防広域化に係る調査研究》

○目的

印旛地域における、現在の各消防本部の特徴や課題を把握するとともに、消防広域化による効果を明らかにし、消防広域化の検討資料とする。

○調査項目

- ・印旛地域の現況と消防需要（地域の現況、災害の発生状況、消防需要推計）
 - ・現状の印旛地域の消防体制（消防力、消防力の運用効果、消防費）
- なお、調査項目は、会議のもとに設置したワーキンググループにおいて決定

○消防広域化による効果の検討

隣接消防本部による「4モデル」、印旛地域を南北で分ける「2モデル」、印旛地域全体を広域化する「全印旛地域モデル」の7モデルで消防広域化による効果を検討した結果、いずれのモデルにおいても人員の創出や車両等の運用面で効果が得られることが示された。

また、より大規模な組織にすることでより大きな効果が期待できることが示された。

(2) 連携・協力について

○消防指令業務の共同運用

消防救急無線の広域化（デジタル化）に併せ、指令業務の共同運用について協議が開始され、県内を大きく2つのブロックに分けて指令センターを整備する基本計画が策定されました。

平成23年に両ブロックに設置された協議会において、各種計画の策定が進められ、平成25年4月から共同指令センターの運用が開始されました。

《主な経緯》

平成17年9月	「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防業務共同運用推進協議会」設置
平成20年10月	「千葉県消防指令業務共同運用推進協議会」設置
平成20年11月	「共同指令センター整備基本計画」策定（県内を2ブロックに分割）
平成22年3月	「共同指令センター運営計画」策定
平成23年4月	「消防指令事務協議会」設置（両ブロックで地方自治法に基づく協議会設置） ・千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会 ・松戸市ほか5市消防指令事務協議会
平成25年4月	「共同指令センター運用開始」 ・4月1日 ちば消防共同指令センター ・4月18日 ちば北西部消防指令センター
平成28年8月	「松戸市ほか9市消防指令事務協議会」設置（北西部第2期整備）
令和3年2月	北西部第2期整備の運用開始（6消防本部→10消防本部）

2 消防の現況

(1) 消防体制の状況

本県は、昭和23年3月の消防組織法の施行を受け、昭和23年11月に千葉市に消防本部が設置されて以降、順次消防の常備化が進められ、平成6年10月1日の栄町の消防常備化を最後に、県内全市町村が常備消防体制をとっています。

令和5年4月1日現在の県内の常備消防体制は、31消防本部、88消防署、118出張所で、消防吏員数は8,208人（令和5年版消防防災年報による）となっています。

設置主体別にみると、31消防本部のうち、市町単独で23消防本部（22市2町、委託団体含む。）が設置され、一部事務組合によって8消防本部（15市14町1村）が設置されています。

県内の1消防本部あたりの管轄人口を10万人単位で分けてみると、10万人未満が11団体、10万人以上20万人未満が13団体、20万人以上30万人未満が2団体、30万人以上が5団体となっています。

[P21 消防本部別 管轄人口・面積・消防署所・吏員数 参照]

(2) 消防力の実情

令和4年度消防施設整備計画実態調査に基づく県内の消防車両の充足率は、消防ポンプ車（署所管理分）88.8%、はしご車90.6%、化学消防車91.8%、救急自動車96.2%、救助工作車85.0%となっています。また、消防水利は80.0%、消防職員は84.9%という結果でした。

下表のとおり、管轄人口規模別にみても、概ね消防本部の規模が大きいほど、各種車両等の充足率が高い傾向にあるものの、まだまだ基準数に満たないことが伺えます。

【管轄人口別 消防ポンプ車等及び消防職員の充足率】

消防設備等		10万人未満 (11団体)	10~30万人未満 (15団体)	30万人以上 (5団体)	県合計 (31団体)
消防ポンプ自動車 (署所管理分)	算定数	66台	156台	127台	349台
	整備数	64台	141台	105台	310台
	比率	97.0%	90.4%	82.7%	88.8%
はしご自動車	算定数	10台	27台	27台	64台
	整備数	7台	25台	26台	58台
	比率	70.0%	92.6%	96.3%	90.6%
化学消防車	算定数	13台	22台	14台	49台
	整備数	11台	20台	14台	45台
	比率	84.6%	90.9%	100.0%	91.8%
救急自動車	算定数	44台	109台	81台	234台
	整備数	43台	102台	80台	225台
	比率	97.7%	93.6%	98.8%	96.2%
救助工作車	算定数	12台	27台	21台	60台
	整備数	11台	22台	18台	51台
	比率	91.7%	81.5%	85.7%	85.0%
消防水利	算定数	15,426基	29,908基	18,819基	64,153基
	整備数	10,816基	24,291基	16,243基	51,350基
	比率	70.1%	81.2%	86.3%	80.0%
消防職員	算定数	1,683人	4,516人	3,524人	9,723人
	整備数	1,390人	3,703人	3,157人	8,250人
	比率	82.6%	82.0%	89.6%	84.9%

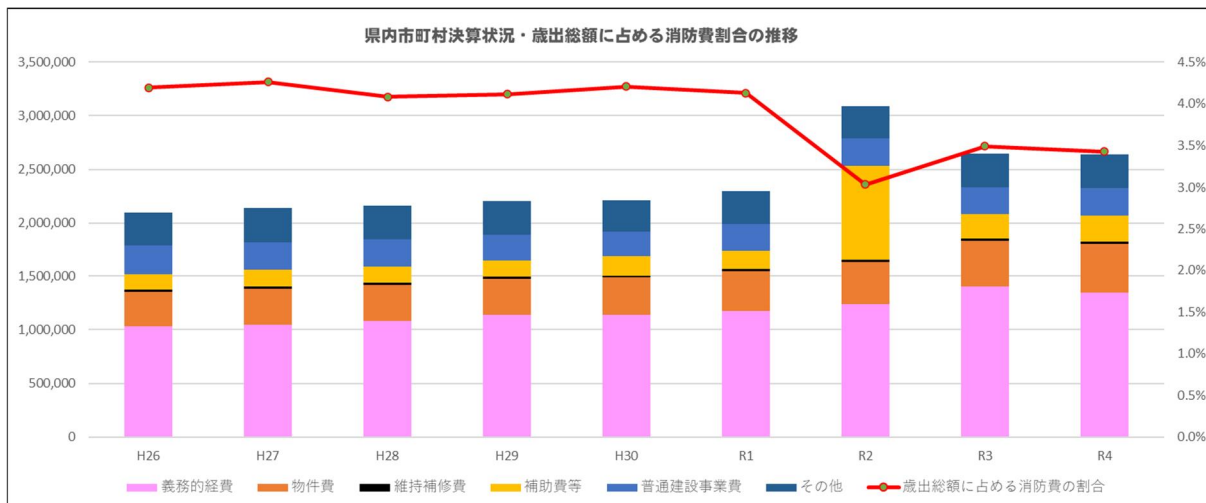
資料：令和4年度消防施設整備計画実態調査

(3) 市町村・消防本部の財政、人員等の状況

① 財政

市町村財政の一般会計決算額をみると、平成 26 年度では歳出総額約 2 兆 991 億円に対し、令和 4 年度では歳出総額約 2 兆 6,454 億円で、約 1.2 倍に増加しています。

主に補助費等が増加しており、決算額をみると、平成 26 年度の約 1,436 億円に対し、令和 4 年度は約 2,426 億円で約 1.7 倍に増加しています。消防費については 900 億円前後で推移しており、歳出総額に占める割合も約 3~4%の間で推移しています。



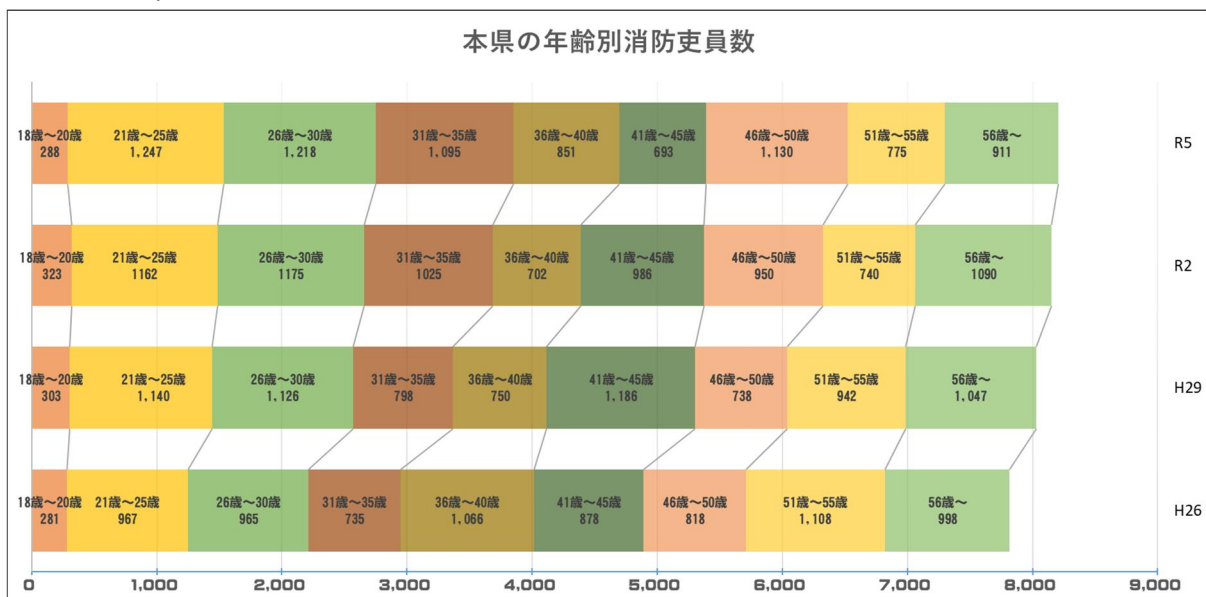
※その他は経常的繰出金、積立金等

資料：市町村財政の状況

② 消防吏員数及び年齢構成

過去 3 年ごとの消防吏員の状況は下表に示すとおりであり、令和 5 年の吏員総数は平成 26 年と比較して 392 人増加しています。

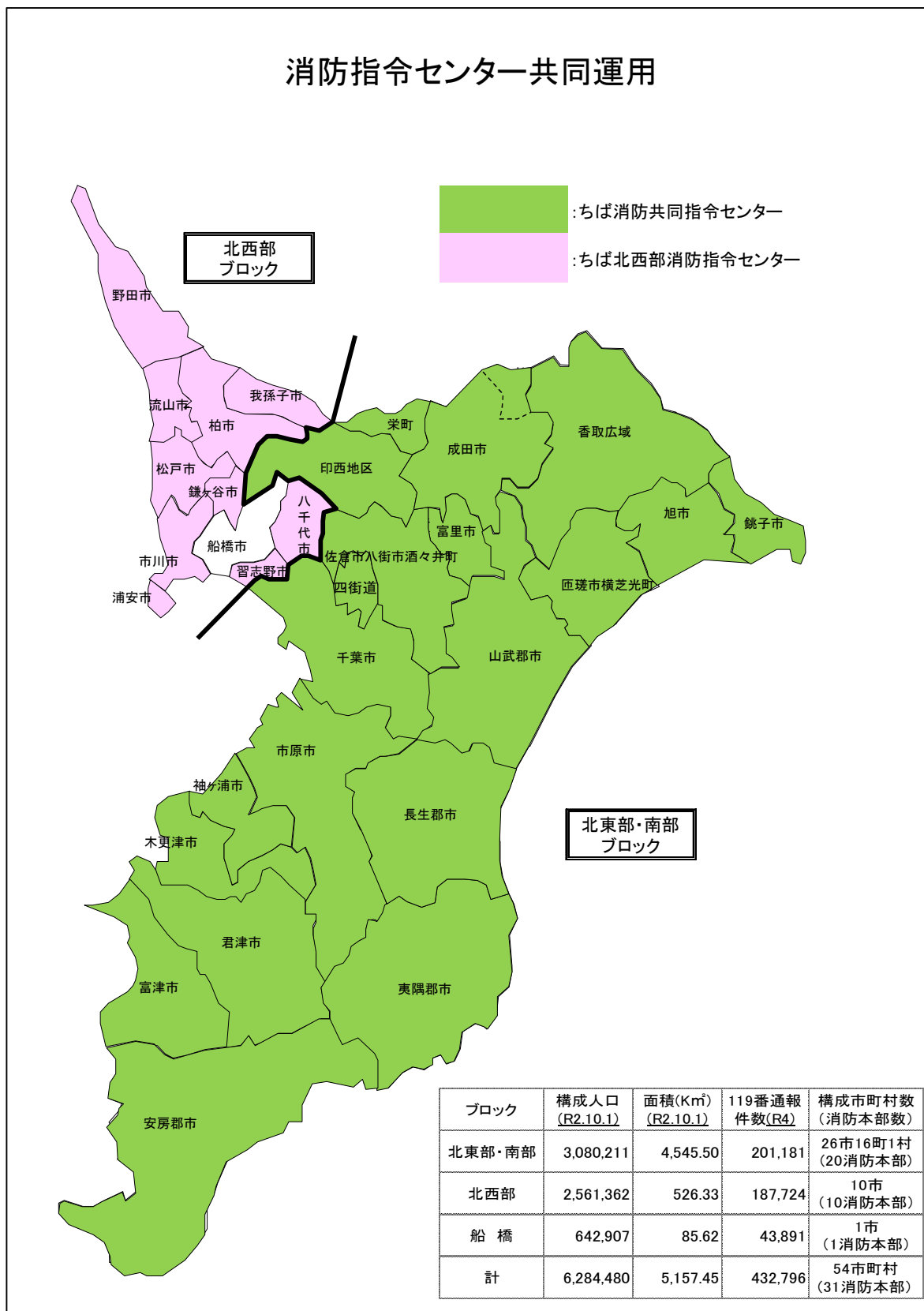
令和 5 年の年齢構成は、吏員総数 8,208 人に対し、18 歳～30 歳が 2,753 人で全体の 33%、31 歳～40 歳が 1,946 人で 24%、41 歳～50 歳が 1,823 人で 22%、51 歳以上が 1,686 人で 21%となっています。



資料：千葉県消防防災年報

(4) 消防指令センターの共同運用

平成25年4月、千葉県北東部・南部を管轄する「ちば消防共同指令センター」及び北西部（船橋市を除く）を管轄する「ちば北西部消防指令センター」の運用が開始されました。なお、「ちば北西部消防指令センター」は当初6消防本部により、令和3年2月から現在の10消防本部により運用されています。

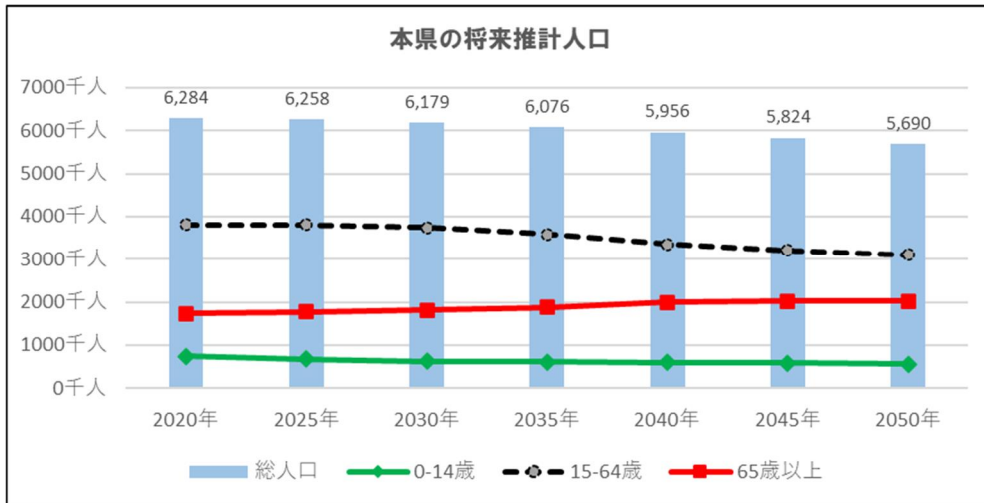


3 消防の将来見通し

(1) 人口の減少

本県の総人口は、2020 年をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』によると、2020 年以降も減少傾向となることが予想されています。

また、今後、少子高齢化が一層進展すると見込まれており、県の人口推計では総人口に占める 65 歳以上割合は、2020 年に 27.59%であったものが、2050 年には 35.54%、同じく 14 歳以下の割合は、11.72%であったものが 9.93%と予想されています。

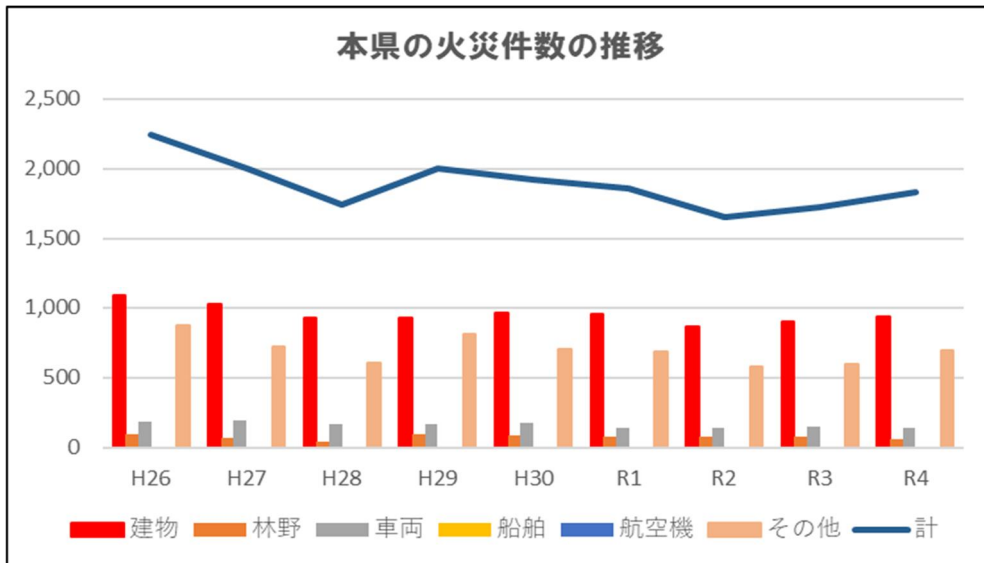


※2020 年の国勢調査を基に、2050 年までの 30 年間について推計

(2) 消防需要の変化

①火災件数の推移

火災件数は平成 26 年以降、概ね 1,700 件から 2,200 件の間で増減を繰り返しており、顕著な増加減少傾向は見られませんが、平成 28 年以降は 2,000 件を下回っています。火災種別は、年によって多少の変動はあるものの、建物火災が全体の 5 割前後、次いでその他火災が 3 割から 4 割前後を占めています。



資料：千葉県消防防災年報

②救急需要の増加

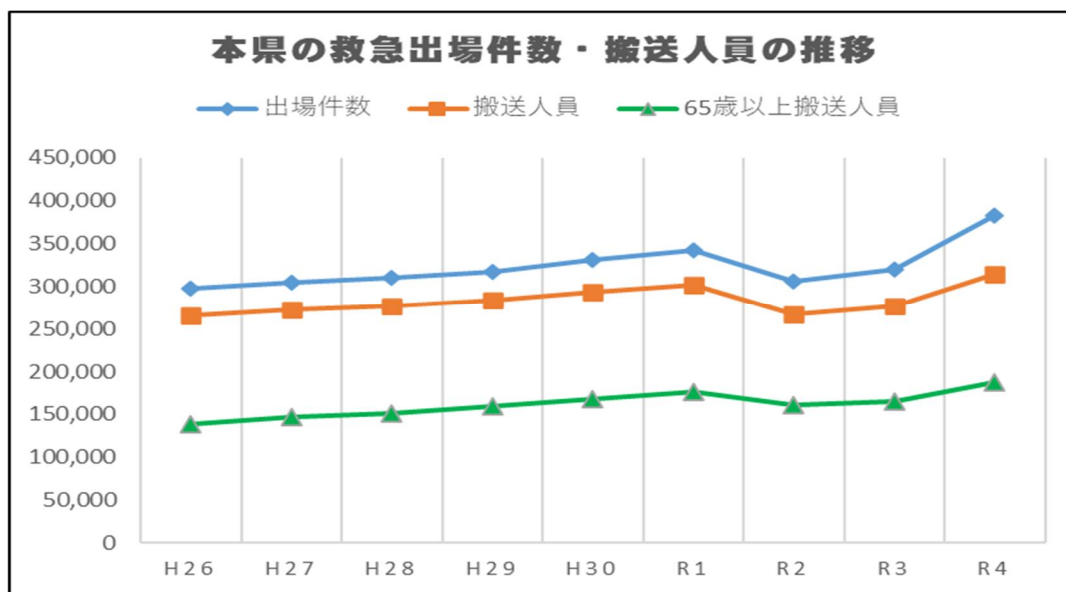
本県における令和4年中の救急自動車による救急出場件数は382,346件(前年比62,724件増、19.62%増)、救急搬送人員は314,247人(前年比38,264人増、13.86%増)で、ともに過去最多となっています。

平成26年と比較すると、救急出場件数が約1.28倍、救急搬送人員が約1.18倍となっています。また、65歳以上の高齢者の搬送人員が増加するなど、救急需要の増加要因となっていることが伺えます。

また、救急救命士については、平成3年の救急救命士法施行以降、医師の指示の下に行う処置(特定行為)の範囲が徐々に拡大しています。今後も処置範囲の拡大が見込まれるなど、救急業務の高度化の進展に伴い、専門的な知識を有する救急救命士の役割はますます重要となっています。

【主な特定行為】

- ・H16 気管内チューブによる気道確保(気管挿管)
- ・H18 薬剤(エピネフリン)投与
- ・H23 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用
- ・H26 重度傷病者に対する心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液
低血糖発作時のブドウ糖溶液投与

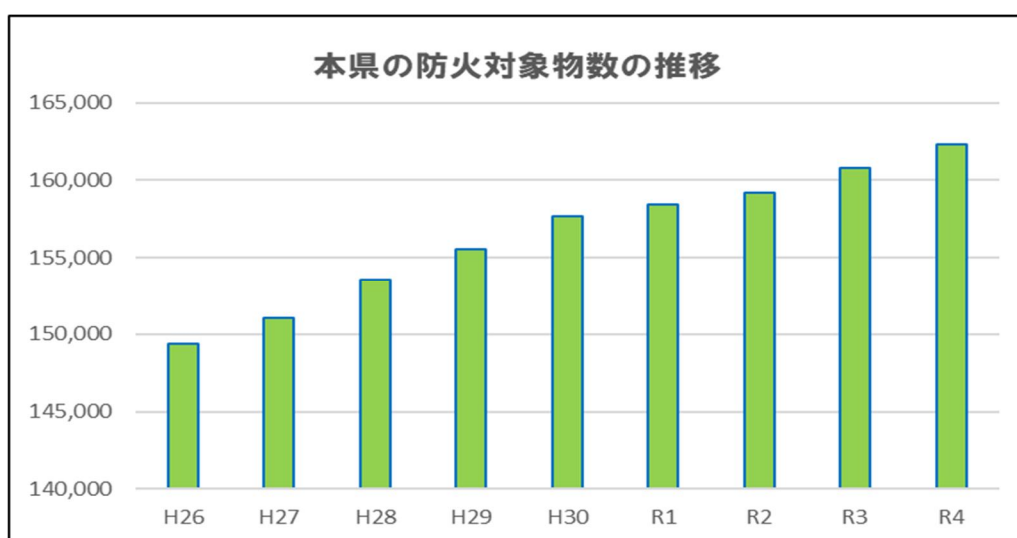


資料：消防庁の救急・救助の現況

③予防業務の高度化

都市化の進展に伴う建築物の複合化・高層化・大規模化等により、防火対象物の形態が多様化しており、予防査察の対象となる防火対象物が増加するとともに、査察の専門性も高まっています。

また、火災原因調査は、火災予防の根幹をなす業務ですが、近年の電化製品の複雑化・多機能化や生活様式の多様化に伴い、火災原因も複雑化・多様化し、原因究明の困難性が高まっており、専門的な知識を有する職員の養成や専任化等による、火災原因調査体制の充実強化が求められています。



資料：千葉県消防防災年報

(3) 消防吏員の若年化

本県の消防吏員の平均年齢は、令和5年4月1日現在38.5歳であり、平成25年4月1日現在の40.4歳と比較すると平均年齢は下がっています。18歳から30歳までの若年層の割合は、26.6%（平成25年）から33.5%（令和5年）まで増加しており、消防吏員の若年化が伺えます。

現場経験の少ない18歳から25歳の消防吏員の増加傾向が続くなど、経験不足による消防力の低下が懸念されることから、技術や経験の継承や研修・訓練の充実が求められています。

第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ

1 広域化推進の基本的方向

本県では、消防広域化実現の下地となる連携・協力関係が進展しています。

平成25年4月に県内2か所で消防指令センターの共同運用が開始され、現在、「ちば消防共同指令センター(20消防本部)」及び「ちば北西部消防指令センター(10消防本部)」では、通信指令業務が共同運用されています。

今後の全県的課題である少子高齢化の更なる進展や、救急出動の増加等をはじめとする消防需要の変化などへの着実な対応が図られるためには、既に効果を発揮しているこの広域的枠組みを活かし、県内全域における消防力の強化を図ることが望まれます。

そこで本計画では、消防指令センターの共同運用による連携・協力関係を基礎とした消防広域化を目指すことを基本的方向とします。

2 広域化対象市町村とその組み合わせ

国の基本指針では、消防広域化の規模について、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとしつつ、現状を踏まえると、おおむね管轄人口30万以上を一つの目標とすることが適当とされています。また、消防の連携・協力を実現している地域や、標準仕様書に基づき消防指令システムを既に整備している消防本部が複数ある地域は、その状況も考慮することとされています。

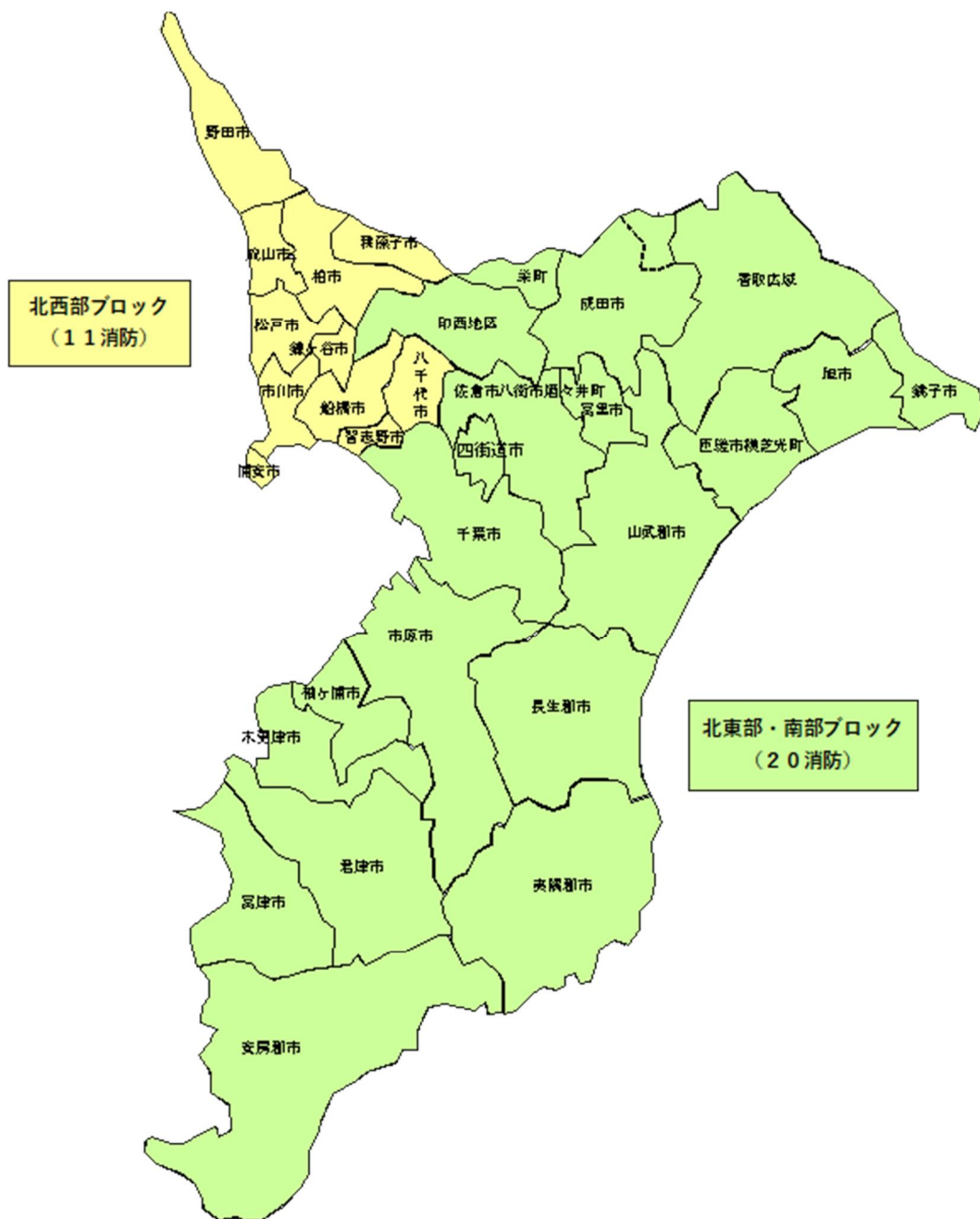
令和4年度に県が実施した「印旛地域の消防広域化に関する調査研究」では、消防本部の大規模化を図ることで、人員の創出や車両等の運用効果向上など、消防力の向上につながることを示されています。

また、本県では、県内2か所に設置された消防指令センターの共同運用等により、連携・協力関係が広く構築されています。

そこで、本計画では、県内全域を広域化対象市町村として指定した上で、消防共同指令センターの運用範囲を踏まえ、「北東部・南部ブロック」と「北西部ブロック」の2ブロックの組み合わせを計画に位置付けます。

その上で、今後の検討・協議の中で、改訂前の計画で提示した小規模消防本部を含む地域など、2ブロック以外の組み合わせによる自主的な広域化の取組が先行的に進展する場合には、その組み合わせを併せて計画に位置付けるなど、柔軟に対応することとします。

【広域化ブロック図】



3 広域化推進の取組

国の基本指針における広域化推進期限が令和11年4月1日であることを踏まえ、協議開始のきっかけとなる場を設けるなどの調整を図り、広域化実現に向けた取組を進めます。

具体的には、市町村に対し、自らの消防本部のあるべき姿を見据え、消防広域化の積極的な検討を促すとともに、各ブロックにおける広域化協議の開始に向け、協議開始のきっかけとなる場（会議・説明会等）を設けます。



その後、協議の進展状況等に応じ、広域化による効果や解決すべき課題等を明らかにするとともに、広域化後の運営方式や組織体系、広域化のスケジュールなど、具体的内容について合意形成に向け調整を図るなど、広域化に向けた取組を支援します。

また、広域化実現に向けた取組の中で、2ブロック以外の組み合わせによる広域化協議等が進む地域についても支援していきます。

更に、広域化の気運が高まり、協議会の設置など具体的な取組が進んだ地域を、国の財政支援の対象となる「広域化重点地域」として指定します。また、必要に応じ、管轄する消防本部の中から、中心となる消防本部を設定します。なお、中心消防本部の設定に当たっては、あらかじめ当該団体の同意を得ることとします。

また、広域化重点地域の指定や中心消防本部の設定を行った場合は、本計画を改訂し、位置付けます。

【広域化協議の開始に向けた県の取組】

STEP 1	2ブロックによる組み合わせを基本とし、協議開始のきっかけとなる場（会議・説明会等）を設定。
	
STEP 2	協議の進展状況に応じ、広域化の運営方式や組織体制等の具体的検討を支援。 2ブロック以外の組み合わせによる検討が進む地域についても、必要な支援を実施。
	
STEP 3	広域化の気運が高まり、協議会等の設置など、具体的な取組が進んだ地域を、国の財政支援の前提となる「広域化重点地域」として指定。

「国の広域化重点地域に対する財政措置」・・・広域化重点地域に指定された市町村に限る

■消防署所等の整備 [緊急防災・減災事業債]

- ・広域消防運営計画に基づき、必要となる消防署所等の増改築
(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築を含む)
- ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

■消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

- ・広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

[緊急防災・減災事業債]

○対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○財政措置

- ・地方債充当率 100%
- ・交付税算入率 70%

○事業年度

令和7年度まで

【消防の連携・協力について】

国の基本指針では、消防の連携・協力の取組として次の7類型等を挙げています。

これらの取組が行われることで、消防本部間の更なる連携強化が図られ、広域化の進展につながる事が期待されることから、広域化協議の推進に当たっては、消防の連携・協力についても併せて検討・協議することとします。

《国指針による連携・協力の類型》

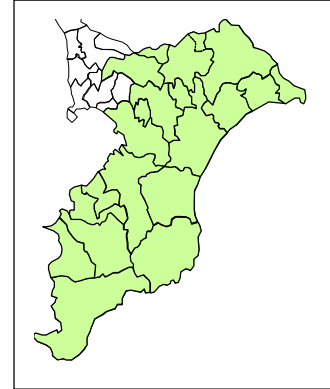
- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務
- ④特殊な救助専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

【各ブロックについて】

ア. 北東部・南部ブロック

① 構成市町村（26市16町1村（20消防））

千葉市	富津市	鋸南町	匝瑳市	多古町	いすみ市
銚子市	四街道市	茂原市	横芝光町	東庄町	大多喜町
木更津市	袖ヶ浦市	一宮町	東金市	佐倉市	御宿町
成田市	富里市	睦沢町	山武市	八街市	
神崎町	栄町	長生村	大網白里市	酒々井町	
旭市	館山市	白子町	九十九里町	印西市	
市原市	鴨川市	長柄町	芝山町	白井市	
君津市	南房総市	長南町	香取市	勝浦市	



② 広域化の規模

市町村 (消防)	面積	人口	消防 吏員 数	ポン プ 車 ※1	は し ご 車 ※2	高 規 格 救 急 自 動 車 ※3	救 助 工 作 車	火 災 出 動 件 数	救 急 出 動 件 数	救 助 出 動 件 数
	(km ²)	(人)	(人)	(台)	(台)	(台)	(台)	(件)	(件)	(件)
千葉市	272	978,899	964	42	7	27	5	262	69,155	1,038
銚子市	84	55,028	108	6	1	3	1	18	3,285	47
木更津市	139	136,611	196	7	2	6	1	56	9,377	180
成田市	234	138,492	249	12	2	8	2	61	8,619	130
旭市	130	62,747	118	8	1	4	1	42	3,271	59
市原市	368	268,517	373	17	3	9	3	128	17,398	226
君津市	319	80,395	164	10	1	5	1	31	5,524	87
富津市	205	41,119	95	6	0	3	1	27	2,720	41
四街道市	35	96,479	117	4	1	4	1	34	5,456	71
袖ヶ浦市	95	66,622	129	5	0	3	1	40	3,565	88
富里市	54	49,668	84	3	0	3	1	23	2,725	38
栄町	33	19,842	45	3	0	2	1	10	1,099	19
安房消防	576	116,294	273	13	2	7	2	132	8,930	164
長生消防	327	143,150	232	11	1	8	1	151	10,052	177
匝瑳消防	168	54,228	110	5	0	3	1	49	3,392	44
山武消防	362	174,525	276	11	1	8	2	135	12,207	227
香取消防	381	97,285	215	11	1	7	1	61	6,051	65
佐倉消防	198	259,195	412	17	2	11	2	109	16,190	198
印西消防	159	173,827	279	11	2	7	1	55	8,585	106
夷隅消防	406	66,099	197	8	0	6	1	57	5,017	95
合計	4,545	3,079,022	4,636	210	27	134	30	1,481	202,618	3,100

※1 水槽付ポンプ車を含む

※2 屈折はしご車を含む

※3 救急車を含む

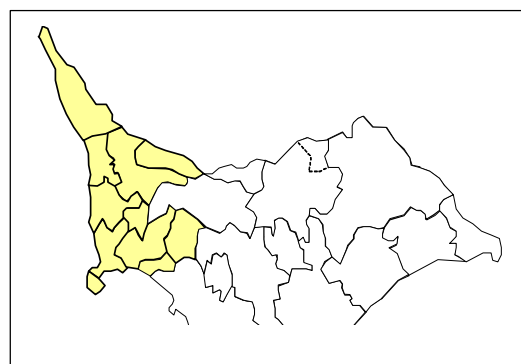
資料：令和6年版 消防現勢（全国消防長会）

- ・管轄人口は県総人口の約半数となる約 308 万人、管轄面積となる 4,545 km²は県総面積の約 88%となる。
全署所数は 128、消防職員数は合計 4,636 人。
- ・成田国際空港や、本県石油コンビナート特別防災区域の 97%が所在する。
- ・20 消防のうち、9 消防が広域消防。(8 消防が組合方式、1 消防が事務委託方式)
また、11 消防が管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部。
- ・「ちば消防共同指令センター」において、全 20 消防により消防指令業務の共同運用を実施。

イ. 北西部ブロック

① 構成市町村(11市(11消防))

市川市 柏市 浦安市
 船橋市 流山市
 松戸市 八千代市
 野田市 我孫子市
 習志野市 鎌ヶ谷市



② 広域化の規模

市町村	面積	人口	消防吏員数	ポンプ車 ※1	はしご車 ※2	高規格救急自動車 ※3	救助工作車	火災出動件数	救急出動件数	救助出動件数
	(km ²)	(人)	(人)	(台)	(台)	(台)	(台)	(件)	(件)	(件)
市川市	57	492,895	516	14	3	13	4	66	28,844	516
船橋市	86	648,331	682	21	6	17	3	128	40,860	575
松戸市	61	497,673	522	14	5	15	3	106	32,167	569
野田市	104	153,815	197	10	1	7	2	59	9,469	153
習志野市	21	174,963	224	5	2	5	2	19	10,923	197
柏市	115	435,529	477	14	4	14	3	93	26,381	610
流山市	35	210,733	215	7	1	6	1	32	10,843	129
八千代市	51	205,748	232	8	2	6	1	45	11,911	195
我孫子市	43	131,286	182	5	1	5	1	21	7,733	130
鎌ヶ谷市	21	109,557	150	5	1	4	1	14	7,096	79
浦安市	17	170,671	208	6	1	7	1	41	10,814	159
合計	611	3,231,201	3,605	109	27	99	22	624	197,041	3,312

※1 水槽付ポンプ車を含む ※2 屈折はしご車を含む ※3 救急車を含む

資料：令和6年版 消防現勢（全国消防長会）

-
- ・管轄人口は県総人口の約半数となる約 320 万人、管轄面積となる 611 km²は県総面積の約 12%となる。
全署所数は 78、消防職員数は合計 3,605 人。
 - ・東京都内への通勤・通学者が多く在住し、都市化が進んでいる地域が多い。
 - ・全 11 消防が市単独運営。
 - ・「ちば北西部消防指令センター」において、10 消防により消防指令業務の共同運用を実施。

第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

1 広域化を推進するための体制の整備

消防広域化は市町村の自主的な取組により達成されるべきものですが、千葉県消防広域化推進計画に基づく消防広域化の推進のため、県として積極的に支援していきます。

また、平成30年10月9日に制定した「千葉県消防広域化推進検討委員会設置要綱」に基づき、「千葉県消防広域化推進検討委員会」を今後も継続し、本計画の円滑な推進と進行管理を行います。

2 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広く住民や関係者に対して、本県の消防広域化を広報啓発していくにあたっては、県民だよりや県ホームページ等による県の広報媒体を使用するほか、機会を捉えて広報啓発に努めます。

3 市町村への県の支援等

広域化対象市町村が広域消防運営計画を策定するための協議会等については、要請があれば県として積極的に参画していきます。

さらに、国に対して消防広域化に係る支援策の更なる充実を求めていくほか、消防広域化に関する調査研究を継続して行います。

また、消防組織法第33条第4項の規定により、広域化対象市町村から求めがあれば、市町村相互間における必要な調整を行うものとします。具体的には、広域消防運営計画を策定するための協議会等の立ち上げや運営等について協力していくほか、広域化対象市町村間の広域化に関する事項についての仲介、連絡調整を行う等、関係市町村間の合意形成のため、積極的に調整を行うものとします。

なお、同法第38条の規定に基づき、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告することも考えられますが、県はあくまで、自主的な市町村の消防の広域化を推進するものであり、勧告の実施は慎重に対処します。

ただし、地域からの要請があるなど、特に必要と認められる場合は、活用を検討していきます。

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。

2 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合（以下、「組合」という。）又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下、「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有が円滑に行われるよう、構成市町村等の協議により広域化の手法を選択することが必要です。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、そのための方策として、例えば以下のような事項については、構成市町村等間において十分協議の上、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効です。

(1) 組合方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが密接に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

※「市町村の消防の広域化に関する基本指針」より

4 広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めることが重要です。

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第35条に基づき、特段の事情がある場合を除いて、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

※「市町村の消防の広域化に関する基本指針」より

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要です。このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

※「市町村の消防の広域化に関する基本指針」より

以上の点を踏まえ、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際に、これらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めることが重要です。

消防本部別 管轄人口・面積・消防署所・吏員数

消防本部 構成・委託団体	人口 (人)	面積 (km ²)	消防署	出張所	消防吏員
千葉市	974,951	271.78	6	19	960
銚子市	58,431	84.20	1	2	108
市川市	496,676	57.45	4	7	526
船橋市	642,907	85.62	3	11	657
木更津市	136,166	138.95	1	5	194
松戸市	498,232	61.38	10	0	507
野田市	152,638	103.55	1	5	193
成田市	138,722	233.74	4	4	248
成田市	132,906	213.84	—	—	—
神崎町	5,816	19.90	—	—	—
旭市	63,745	130.45	1	3	121
習志野市	176,197	20.97	2	3	211
柏市	426,468	114.74	4	7	479
市原市	269,524	368.17	6	3	374
流山市	199,849	35.32	4	0	222
八千代市	199,498	51.39	2	3	239
我孫子市	130,510	43.15	2	2	174
鎌ヶ谷市	109,932	21.08	3	0	148
君津市	82,206	318.81	1	3	160
富津市	42,465	205.50	1	1	94
浦安市	171,362	17.30	1	3	207
四街道市	93,576	34.52	1	2	120
袖ヶ浦市	63,883	94.93	3	0	132
富里市	49,735	53.88	1	1	83
栄町	20,127	32.51	1	0	48
安房郡市広域市町村圏事務組合	120,093	576.50	2	10	275
館山市	45,153	110.05	—	—	—
鴨川市	32,116	191.14	—	—	—
南房総市	35,831	230.12	—	—	—
鋸南町	6,993	45.19	—	—	—
長生郡市広域市町村圏組合	143,466	326.87	4	4	242
茂原市	86,782	99.92	—	—	—
一宮町	11,897	22.99	—	—	—
睦沢町	6,760	35.59	—	—	—
長生村	13,803	28.25	—	—	—
白子町	10,305	27.50	—	—	—
長柄町	6,721	47.11	—	—	—
長南町	7,198	65.51	—	—	—
匝瑳市横芝光町消防組合	57,115	168.53	2	1	108
匝瑳市	35,040	101.52	—	—	—
横芝光町	22,075	67.01	—	—	—
山武郡市広域行政組合	176,464	361.67	3	4	277
東金市	58,219	89.12	—	—	—
山武市	48,444	146.77	—	—	—
大網白里市	48,129	58.08	—	—	—
九十九里町	14,639	24.46	—	—	—
芝山町	7,033	43.24	—	—	—
香取広域市町村圏事務組合	99,319	381.40	1	6	213
香取市	72,356	262.35	—	—	—
多古町	13,735	72.80	—	—	—
東庄町	13,228	46.25	—	—	—
佐倉市八街市酒々井町消防組合	256,943	197.64	4	5	416
佐倉市	168,743	103.69	—	—	—
八街市	67,455	74.94	—	—	—
酒々井町	20,745	19.01	—	—	—
印西地区消防組合	165,050	159.27	7	0	279
印西市	102,609	123.79	—	—	—
白井市	62,441	35.48	—	—	—
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	68,230	406.18	2	4	193
勝浦市	16,927	93.96	—	—	—
いすみ市	35,544	157.50	—	—	—
大多喜町	8,885	129.87	—	—	—
御宿町	6,874	24.85	—	—	—
計	6,284,480	5,157.45	88	118	8,208

人口、面積 資料：令和2年国勢調査（総務省統計局）

消防署所、消防吏員数 資料：令和5年版千葉県消防防災年報

■ 基本指針の一部改正後の本県の状況

- 令和6年6月21日 消防庁主催の都道府県担当者を対象とした説明会参加
- 令和6年7月18日 消防庁主催の都道府県担当者を対象とした関東ブロック説明会参加
- 令和6年7月24日 消防本部を対象とした消防広域化に関するアンケート実施
- 令和6年9月12日 県消防課主催の市町村・消防本部担当者への説明会開催
- 令和6年10月8日 「第1回千葉県消防広域化推進検討委員会」開催
- 令和6年11月12日 「第2回千葉県消防広域化推進検討委員会」開催
- 令和6年12月23日 「第3回千葉県消防広域化推進検討委員会」開催

千葉県消防広域化推進検討委員会 委員名簿

1	会長	防災危機管理部長	添谷 進
2	委員	千葉市消防局長	白井 一広
3	〃	船橋市消防局長	石森 昌明
4	〃	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	平山 雅己
5	〃	山武郡市広域行政組合消防長	内山 真司
6	〃	松戸市消防局長	市川 敬章
7	〃	袖ヶ浦市総務部長	今井 辰夫
8	〃	横芝光町総務課長	渡邊 奨
9	〃	総務部市町村課長	土屋 博章
10	〃	防災危機管理部消防課長	高岡 恭子